

●香川県告示第221号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第4項の規定によりその概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和3年5月14日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 申請の概要

(1) 申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名

高松市幸町1番1

国立大学法人香川大学 学長 笥 善行

(2) 事業場の所在地及び名称

木田郡三木町大字池戸1750番地1

三木町医学部地区

(3) 特定施設に関する事項

種	類	大学及びその附属試験研究機関に設置される洗浄施設	
能	力	①66L 25基、②39L 2基、③58L 10基、 ④106L 1基、⑤166L 1基、⑥150L 1基	
工 期 等	工事着手予定年月日	許可後	
	工事完成予定年月日	工事着手後2週間	
	使用開始予定年月日	完成後	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間		9時間断続使用	
排出さ れる汚 水等の 汚染状 態	項 目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	6.5~8.5	6.5~8.5
	生物化学的酸素要求量 (mg/L)	50	50
	化学的酸素要求量 (mg/L)	50	50
	浮遊物質 (mg/L)	50	50
	窒素含有量 (mg/L)	60	120
	りん含有量 (mg/L)	10	20
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量) (mg/L)	1未満	1未満	
排出される汚水等の量 (m <sup>3</sup> /日)	①1.65 (25基分)、 ②0.08 (2基分)、 ③0.58 (10基分)、 ④0.11、⑤0.17、⑥0.15	①1.65 (25基分)、 ②0.08 (2基分)、 ③0.58 (10基分)、 ④0.11、⑤0.17、⑥0.15	

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

変更無し

## (5) 排出水の汚染状態及び量

排出水の汚染状態	区 分 項 目	排 水 口 No. 1	
		通 常	最 大
	水素イオン濃度	6.5~8.5	6.5~8.5
	生物化学的酸素要求量 (mg/L)	4	5
	化学的酸素要求量 (mg/L)	8	10
	浮遊物質 (mg/L)	4	5
	窒素含有量 (mg/L)	20	40
	りん含有量 (mg/L)	1	2
	大腸菌群数 (個/cm <sup>3</sup> )	2,000	3,000
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量) (mg/L)	1未満	1未満
	フェノール類含有量 (mg/L)	0.5	0.7
	溶解性鉄含有量 (mg/L)	0.5	1.2
	溶解性マンガン含有量 (mg/L)	0.2	0.4
	カドミウム及びその化合物 (mg/L)	ND	ND
	シアン化合物 (mg/L)	ND	ND
	有機りん化合物 (mg/L)	ND	ND
	鉛及びその化合物 (mg/L)	ND	ND
	六価クロム化合物 (mg/L)	ND	ND
	ひ素及びその化合物 (mg/L)	ND	ND
	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 (mg/L)	ND	ND
	アルキル水銀化合物 (mg/L)	ND	ND
	トリクロロエチレン (mg/L)	ND	ND
	ジクロロメタン (mg/L)	ND	ND
	四塩化炭素 (mg/L)	ND	ND
	1,2-ジクロロエタン (mg/L)	ND	ND
	1,1-ジクロロエチレン (mg/L)	ND	ND
	1,1,1-トリクロロエタン (mg/L)	ND	ND
	1,1,2-トリクロロエタン (mg/L)	ND	ND
	ベンゼン (mg/L)	ND	ND
	セレン及びその化合物 (mg/L)	ND	ND
	排出水の量 (m <sup>3</sup> /日)	1,600	1,600

他に雨水専用排水口が3箇所ある。

## 2 縦覧の期間及び場所

### (1) 期間

令和3年5月18日から同年6月8日まで

### (2) 場所

香川県環境森林部環境管理課

三木町環境下水道課